

令和7年度

第417回沖繩市農業委員会総会議事録

沖繩市農業委員会事務局

議長	<p>それでは令和7年度第417回の総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中10名となっております。1番、島袋孝栄委員、8番松堂直子委員、12番長谷川亜紀委員、3名の欠席の連絡がございました。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番仲村学委員、13番大城信男委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事前現地調査委員は、3番仲宗根哲也委員、5番高宮城実一郎委員、報告者は5番高宮城実一郎委員にお願いします。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明いたします。着座にてお願いします。</p> <p>それでは1ページ目をお願いいたします。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは議案第1号について現地調査をされておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
5番	<p>7月23日水曜日、午後1時から午後3時半まで、3番仲宗根哲也委員と私、高宮城実一郎、また事務局からは山城局長と與那嶺係長の4名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲宗根哲也委員、よろしくお願いします。座って説明します。</p> <p>報告します。議案第1号、受付番号1番、見取図の1ページになります。申請地は、美来工科高校の南に位置し、現況はヤードでした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。</p>
6番	<p>追加工事ということだが、事業計画変更申請が必要なのか。</p>
事務局	<p>ご説明します。令和4年9月8日に一時転用により本市水道局が発注した資材置場として許可を得ています。この一時転用時に令和7年9月7日までに農地に復元することとする許可条件が付されており、本申請は工事期間の延長のため一時転用期間の変更のため事業計画変更申請が必要となります。</p>
6番	<p>資材置場として？</p>
事務局	<p>はい。水道局の発注工事の資材置場です。</p>

6 番	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。なければ進めてよろしいですか。大丈夫ですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 1 番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 1 番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第 1 号、受付番号 1 番については承認相当といたします。進行いたします。</p> <p>議案第 2 号、受付番号 6 番、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>議案書の 2 ページをお願いいたします。</p> <p>(議案第 2 号を読み上げて説明。)</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第 2 号についても現地調査をされておりますので、5 番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
5 番	<p>ご報告いたします。議案第 2 号、受付番号 6 番、見取図の 2 ページになります。申請地は松本公民館の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第 2 号、受付番号 6 番について、委員の意見を求めます。特に何かございますか。進行してよろしいですか。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p>

	<p>て、受付番号6番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号6番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号6番については許可相当といたします。</p> <p>議案第3号、受付番号3から5番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>(議案第3号を読み上げて説明。)</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号についても現地調査をされておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
5番	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号3番、4番、見取図の3ページになります。申請地は登川公民館の南に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2つ以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号5番、見取図の4ページになります。申請地は美東小学校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号3番から5番について、委員の意見を求めます。</p> <p>何かご意見はございますか。進めて大丈夫ですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に</p>

<p>議長</p>	<p>ついて、受付番号3号から5番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号3番から5番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号3番から5番については、承認相当といたします。</p> <p>議案第4号、受付番号28番から47番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の5ページのほうをお願いいたします。</p> <p>(議案第4号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
<p>5番</p>	<p>ご報告いたします。議案第4号、受付番号28番、見取図の5ページになります。申請地は登川公民館の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号29番、見取図の6ページになります。申請地は沖縄東中学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、第3種農地としました。</p> <p>受付番号30番、見取図の7ページになります。申請地はちばなクリニックの南西に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号31番、32番、33番、34番、見取図の8ページになります。申請地は知花公民館の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号35番、見取図の9ページになります。申請地は島袋小学校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号36番、見取図の10ページになります。申請地は登川公民館の南</p>

	<p>東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2つ以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号37番、見取図の11ページになります。申請地は若夏公園の北に位置し、現況は畑地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号38番、39番、40番、見取図の12ページになります。12ページと13、14ページは同じ場所なので一括して報告します。申請地は登川公民館の南に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2つ以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号46番、見取図の15ページになります。申請地は美東小学校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号47番、見取図の16ページになります。申請地は高原小学校の北に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号28番から47番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根委員。</p>
6番	<p>38番から45番は面積が大きくて件数も多く、大規模な工事になりそうですが、周辺の土地が下がっているため埋め土等を行うと思うが、ごみ等の対策というのは十分にやってもらいたいというのが切なる希望です。また、排水の問題ですが、今後は県道に埋設されている下水道管を使用すると思うが計画ははっきり見えない。とにかく周辺とトラブルが極力ないようにというお願いです。以上です。</p>
議長	<p>ここは、開発申請も行うのか。</p>
事務局	<p>お答えします。今回、全体で1万2,000㎡程の開発になるので、本市開発協定というのを結びます。その中で関連部局と協議をしており、今後何か問題等が発生した場合には対応していただけるとの回答を申請人より得ていますので、農地転用申請についても対応していただけると思っています。</p>
議長	<p>6番の要望についても対応できるか。</p>
事務局	<p>そうですね、環境課や水道局の方で、対策について今後協議すると思います。</p>

議長	開発許可は下りているのか？
事務局	開発協定の協議は済んでいる段階です。今は市との協議は終わっていますが、開発許可は県が下ろすので、農地転用許可と同時に下ります。
議長	ほかに何かございますか。 高江洲委員。
9 番	見取図の 1 2 ページの 4 0 番、●●番は道路にかかっているよう見えますが、これはその道路にかかっている状態で売買ということですか。
事務局	お答えします。見取図が小さく確認しにくいと思いますが、道路の部分はまた別の筆になっていますので、道路にはかかっていません。
9 番	●●社と▲▲社の 2 社による同時申請とありますが、何か理由がありますか。
事務局	土地は●●社が賃借していますが、建物はそれぞれが建築するためです。
9 番	全体を？
事務局	はい、そうです。
9 番	土地所有者とは●●社が全部借りて。●●社と▲▲社が全部使用する。
事務局	はい。▲▲社が使用する土地の部分も●●社が賃借し、建物自体は▲▲社が建築するため連名となります。また、●●社が単独で使用する部分は申請人が 1 社になっています。
9 番	これに関連し、議案 3 号の受付番号 3 番について、計画通り事業を遂行できない理由として、資金繰りが難しいとありますが、これはどういう意味ですか。
事務局	もともとはそこに自動車販売所の計画で 5 条許可を得ています。
9 番	どなたが許可を得ているのですか？
事務局	貸付人の●●氏です。5 条許可により、当該土地を購入していますが、資金繰りが難しくなり計画が頓挫しています。
9 番	分かりました。

議長	ほかに何かありますか。
議長	受付番号30番の備考に赤土防止条例協議済で届出不要は、なぜ届出不要かな。
事務局	今回は現状のまま土地分譲を行うため、赤土防止条例の届出が不要となります。
議長	何かほかにございますか。ほかに何かご意見は大丈夫ですか。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号28番から47番について、許可相当とすることに異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号28番から47番について、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第4号、受付番号28番から47番について許可相当といたします。進行します。 議案については第1号から第4号までのご審議、大変ご苦労さまでございました。これをもちまして議案については終了します。 令和7年度第417回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和7年 7月25日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

2 番 仲村 学 

13番 大城 行彦 